

Q1_1

必須設定

回答必須

Q1_1

特殊車両通行の依頼主による道路法に違反した通行の強要について、受けたことがある、あるいは見聞きしたことがあるかどうか教えてください(断った場合や他社での事例を含む)。

1 ☐ ある

2 ☐ ない

次へ

0 50 100(%)

Q1_2

必須設定

回答必須

回答者条件

Q1_1 = 「1. ある」

- カテゴリ 7.その他

- カテゴリ 7.その他 の詳細入力 1

必須設定

回答必須

入力文字数

100文字まで

Q1_2

道路法に違反した通行の強要について、どのような依頼であったか、その内容を教えてください。(いくつでも)

- 1 ☐ 特殊車両通行許可や通行可能経路の回答を受ける前の通行
- 2 ☐ 許可された車両総重量を超える重量の貨物の運送
- 3 ☐ 許可条件として夜間通行条件が付されているところ、現場に駐車させてもらえないなどの理由で夜間以外の通行
- 4 ☐ 許可された通行経路以外の経路の通行
- 5 ☐ 分割不可能な貨物を積載する内容で受けた許可で、分割可能な貨物の運送
- 6 ☐ オールテレーンクレーン等の自走式建設機械の一部を分解した状態で現場に入る内容で受けた許可で、分解しない状態での通行
- 7 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

Q1_3

必須設定 回答必須

回答者条件 Q1_1 = 「1. ある」

- カテゴリ 3.その他

- カテゴリ 3.その他 の詳細入力 1

必須設定 回答必須

入力文字数 100文字まで

Q1_3

依頼者の特殊車両通行制度の認識の有無を教えてください。

1 ☐ 認識している

2 ☐ 認識していない

3 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

Q1_4

必須設定

回答必須

回答者条件

Q1_1 = 「1. ある」

- カテゴリ 5.業界特有の商習慣

- カテゴリ 5.業界特有の商習慣 の詳細入力 1

必須設定

回答必須

入力文字数

100文字まで

- カテゴリ 6.その他

- カテゴリ 6.その他 の詳細入力 1

必須設定

回答必須

入力文字数

100文字まで

Q1_4

特殊車両の通行において、依頼者側が道路法に違反するような通行を強要する理由はどのようなものだと思いますか。(いくつでも)

- 1 ☐ 遵法意識が無い
- 2 ☐ 特殊車両通行制度の認識が無い
- 3 ☐ 申請から許可を受けるまでに時間を要する
- 4 ☐ 道路管理者の通行許可証等に記載されている車両総重量と
自動車検査証に記載されている車両総重量の違いを理解していない
- 5 ☐ 業界特有の商習慣（具体的内容:)
- 6 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

Q1_5_1

必須設定 回答必須

回答者条件 Q1_1 = 「1. ある」

- カテゴリ 15.その他

- カテゴリ 15.その他 の詳細入力 1

必須設定 回答必須

入力文字数 100文字まで

Q1_5

特殊車両の通行において、依頼者側が道路法違反になると思われる通行を強要するような場面では、どのような車両を使用しているか教えてください。(いくつでも)

1

使用している車両



自走式建設機械



※上記イラストは、ラフタークレーン

1 ☐

単車トラック

2 ☐

バン型セミトレーラ

3 ☐

タンク型セミトレーラ

4 ☐

幌枠型セミトレーラ



5 ☐

コンテナ用セミトレーラ



6 ☐

自動車運搬用セミトレーラ



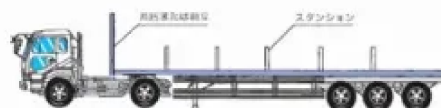
7 ☐

あおり型セミトレーラ



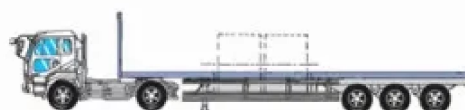
8 ☐

スタンション型セミトレーラ



9 ☐

船底型セミトレーラ



10 ☐

海上コンテナ用セミトレーラ



11 ☐

重量物運搬用セミトレーラ



12

ポールトレーラ



13

フルトレーラ、ダブル連結トラック



14

その他

15

次へ

0 50 100(%)

Group

回答者条件 Q1_5_1 = 「2. 単車トラック」～「15. その他」

Q1_6

特殊車両の通行において、依頼者側が道路法違反になると思われる通行を強要するような場面では、どのような積載貨物の依頼を受けているかについて、主要な積載貨物の品目・内容を別表の品目分類表を参考に教えてください。

(多数ある場合は代表的なものを3つまでご記載ください。)

(品目分類表にない場合の記載例:品目(建設機械)、内容(ブルドーザ))

クリックすると別ウインドウが表示されます

品目分類表

品類	品目	内容例
農水産品	麦	大麦，裸麦，小麦，えん麦，らい麦，精麦
	米	もみ，玄米，精米，白米
	雑穀・豆	とうもろこし，落花生，そば，大豆，えんどう豆
	野菜・果物	野菜，果物，いも類，きのこ，山菜，栗
	羊毛	羊毛
	その他の畜産品	家畜，牛肉，鶏卵，ペット用動物，はち蜜，原毛皮，蜜，未加工乳
	水産品	魚介類（活魚，生鮮，冷凍，塩蔵，乾燥），昆布，のり，鑑賞魚，真珠
	綿花	綿花
林産品	その他の農産品	花き，てん菜，茶，葉たばこ，種子，芝草，むしろ，コーヒー豆，さとうきび
	原木	製材用原木，パルプ用原木，足場丸太，電柱用材
	製材	板，角材，フローリング
	薪炭	薪，木炭，黒炭，加工炭，かいろ灰，たどん
	樹脂類	天然ゴム，生松やに，生うるし，天然樹脂
鉱産品	その他の林産品	木材チップ，竹材，苗木，果樹，樹皮
	石炭	石炭，亜炭，無煙炭，せん石，泥炭，草炭
	鉄鉱石	鉄鉱石，硫黄鉄鉱，磁鉄鉱
	その他の金属鉱	マンガン鉱，クロム鉱，銅鉱，アルミニウム鉱，砂金
	砂利・砂・石材	川砂，建設用岩石，庭石，墓石
	石灰石	石灰石
	原油・天然ガス	原油，天然揮発油，天然アスファルト，天然ガス
	りん鉱石	りん鉱石
金属機械工業品	原塩	岩塩，にがり
	その他の非金属鉱物	けい砂，陶土，耐火粘土，石粉，硫黄，ほたる石，ボーキサイト
	鉄鋼	鉄鉄，粗鋼，鋼塊，鋼材，鍛鋼品，めっき鋼材，線材，鋼製品，針金
	非鉄金属	銅，アルミニウムなどの棒・線材・板，鋼線，電線，光ファイバーケーブル
	金属製品	缶，鉄骨，サッシ，釘，刃物，木工道具，鋳物，金属柵，鉄柱，橋梁
	産業機械	ボイラ，エンジン，工作機械，紡績機械，半導体製造装置，トラクタ，バルブ
	電気機械	発電機，変圧器，照明器具，家電，携帯電話，通信装置，パソコン，IC，電池
	自動車	完成車（四輪自動車，自動二輪車）
	自動車部品	車体，その他自動車部品
	その他の輸送機械	鉄道車両，船舶，自転車，フォークリフト，ゴルフカート
化学工業品	精密機械	計量器，時計，顕微鏡，望遠鏡，デジタルカメラ，光学レンズ，医療用機械
	その他の機械	電卓，複写機，シュレッダー，自動販売機，信号装置，温水暖房装置
	セメント	各種セメント
	生コンクリート	生コンクリート
	セメント製品	コンクリート製品，セメントモルタル製品，石綿セメント製品
	ガラス・ガラス製品	板ガラス，ガラス棒，ガラス管，理化学用ガラス器具，ガラスビン，ガラス繊維
	陶磁器	磚子，タイル，セラミックブロック，浴槽，便器，ユニットバス
	その他の窯業品	レンガ，瓦，石灰，石綿製品，炭素電極，耐火ボード，石こう，研磨材
	重油	A重油，B重油，C重油
	揮発油	各種ガソリン，ベンジン
	その他の石油	灯油，軽油，ジェット燃料油，潤滑油
	LNG・LPG	LNG，LPG
	その他の石油製品	石油アスファルト，石油コークス，グリース，ワセリン
	コークス	コークス，コーライト
	その他の石炭製品	煉炭，豆炭，ピッチコークス
	化学薬品	ソーダ，硫酸，カーバイド，無機工業薬品，高圧ガス，エチルアルコール
	化学肥料	硫酸，りん肥，カリ質肥料，配合肥料，化成肥料
	染料・顔料・塗料	合成染料，有機・無機顔料，油性塗料，エナメル，カーボンブラック
	合成樹脂	ウレタン樹脂，ポリエチレン，ポリビニルアルコール，プラスチック，合成ゴム
軽工業品	動植物性油脂	牛脂，魚油，大豆油，オリーブ油，硬化油，ろうそく，肥脂肪酸
	その他の化学工業品	化粧品，医薬品，石ケン，洗剤，農薬，殺虫剤，印刷インキ，接着剤
	パルプ	製紙パルプ，溶解パルプ
	紙	洋紙，板紙，和紙，新聞用紙，建材原紙，かべ紙，段ボール原紙，繊維板
	糸	化学繊維糸，綿糸，撚糸，紡績半製品，より糸，毛糸
	織物	ニット生地，化学繊維織物，綿織物，レース，漁網
	砂糖	粗糖，上白糖，糖みつ，水あめ，氷砂糖，黒糖
	その他の食料工業品	牛乳，小麦粉，香辛料，めん類，パン，製茶，弁当，冷凍食品，氷，たばこ
	飲料	ビール，清酒，洋酒，清涼飲料水，茶飲料，ミネラルウォーター
	書籍・印刷物・記録物	新聞，書籍，地図，記録済みDVD，記録フィルム
雑工業品	かん具	各種かん具，人形，ぬいぐるみ
	衣服・身の回り品	下着，外衣，寝具，帽子，靴下，カーペット，タオル，かばん，傘，靴，宝飾品
	文房具・運動娯楽用品	筆記用具，製図器，ノート，事務用接着剤，運動競技用品，絵画用品，楽器
	家具・装備品	たんす，棚，テーブル，ベッド，金庫，仏具神具，ロッカー，キャビネット
	その他の日用品	温水器，ストーブ，調理器具・食卓用品，歯ブラシ，紙おむつ，ボタン，絵画
	木製品	単板，合板，新建材，建具，ベニヤ板，コルク製品，チップボード
	ゴム製品	ゴムタイヤ，チューブ，ゴムホース，工業用ゴム製品，医療用ゴム製品
	その他の製造工業品	皮革製品，畳表，造花，つり具，鋏，斧，医療用品（ガーゼ，脱脂綿等）

排 出 物	廃自動車	使用済みの自動車
	廃家電	使用済みの家電製品
	金属スクラップ	有価の鉄くず、鉄スクラップ、アルミくず、銅くず
	金属製容器包装廃棄物	使用済みのスチール缶、アルミ缶
	使用済みガラスびん	使用済みのガラスびん
	その他容器包装廃棄物	使用済みのペットボトル・プラスチック容器・飲料用紙パック、段ボール容器
	古紙	製紙原料故紙、古紙、使用済み段ボール
	廃プラスチック類	合成樹脂くず（ポリウレタン、スチロール、包装材料、合成皮革）
	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、クリンカー
	汚泥	有機性汚泥、無機汚泥
	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、不良石炭、粉炭かす、廃鑄物砂
	ばいじん	煤煙発生施設又は焼却施設で発生するばいじん
特 殊 品	その他の産業廃棄物	廃油、紙くず、無価の金属くず、ガラスくず、廃タイヤ、コンクリートくず
	動植物性飼肥料	骨粉、魚粉、牧草、配合飼料、たい肥、大豆かす
	金属製輸送用容器	コンテナ、ドラム缶、石油缶、ボンベ
	その他の輸送用容器	段ボール箱、木箱、紙袋、麻袋、ざる、たる
	取り合せ品	各種商品積合せなど

Q1_6_1

- カテゴリ 1.品目

必須設定

回答必須

入力文字数

100文字まで

- カテゴリ 2.内容

必須設定

回答必須

入力文字数

100文字まで

Q1_6_1

①

品目

内容

Q1_6_2

回答制御

Q1_6_2_1 ≠ null かつ Q1_6_2_2 ≠ null に該当しない場合はアラートを表示

- カテゴリ 1.品目

必須設定

無回答可

入力文字数

100文字まで

- カテゴリ 2.内容

必須設定

無回答可

入力文字数

100文字まで

Q1_6_2

②

品目

内容

Q1_6_3

回答制御

Q1_6_3_1 ≠ null かつ Q1_6_3_2 ≠ null に該当しない場合はアラートを表示

- カテゴリ 1.品目

必須設定

無回答可

入力文字数

100文字まで

- カテゴリ 2.内容

必須設定

無回答可

入力文字数

100文字まで

Q1_6_3

③

品目

内容

次へ

0 50 100(%)

Q1_7

必須設定 回答必須

回答者条件 Q1_5_1 = 「2. 単車トラック」～「15. その他」

- カテゴリ 11.その他

- カテゴリ 11.その他 の詳細入力 1

必須設定 回答必須

入力文字数 100文字まで

Q1_7

特殊車両の通行において、道路法に違反するような通行を強要する依頼者は誰ですか。
(いくつでも)

- 1 ☐ 荷主
- 2 ☐ 荷主から受注した元請事業者等(下請事業者も含む)
- 3 ☐ 官公庁が発注する土木工事の受注者
- 4 ☐ 官公庁が発注する建築基礎工事の受注者
- 5 ☐ 官公庁が発注する建築本体工事の受注者
- 6 ☐ 官公庁が発注する建築設備工事(機械・電気)の受注者
- 7 ☐ 民間のデベロッパー等が発注する建築基礎工事の受注者
- 8 ☐ 民間のデベロッパー等が発注する建築本体工事の受注者
- 9 ☐ 民間のデベロッパー等が発注する建築設備工事(機械・電機)の受注者
- 10 ☐ 民間のデベロッパー等が発注するプラント建設工事の受注者
- 11 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

Q2_1

必須設定

回答必須

回答者条件

Q1_5_1 = 「1. 自走式建設機械」

- カテゴリ 4.その他

- カテゴリ 4.その他 の詳細入力 1

必須設定

回答必須

入力文字数

100文字まで

Q2_1

特殊車両の通行において、依頼者側が道路法違反になると思われる通行を強要するような場面では、どのような自走式建設機械の種類を使用しているか教えてください。

(いくつでも)

- 1 ☐ トラッククレーン
- 2 ☐ ラフタークレーン
- 3 ☐ オールテレーンクレーン
- 4 ☐ その他

[次へ](#)

0 50 100(%)

Q2_2

必須設定

回答必須

回答者条件

Q1_5_1 = 「1. 自走式建設機械」

- カテゴリ 9.その他

- カテゴリ 9.その他 の詳細入力 1

必須設定

回答必須

入力文字数

100文字まで

Q2_2

特殊車両の通行において、依頼者側が道路法違反になると思われる通行を強要するような場面では、どのような工事内容か教えてください。(いくつでも)

なお、工事の種類は以下を参照してください。

土木工事:道路、橋梁、堤防、ダム、トンネルなどのインフラを対象とした工事

建築基礎工事:建物と地面のつなぎ目となる基礎(土台)を作る工事

建築本體工事:建物の骨組みとなる「壁」「梁」「床」「柱」「屋根」などの主要構造部を作る工事

建築設備工事:建物内で利用する電気・ガス・上下水道・空調・通信設備・防災設備などのライフラインやインフラを設置・整備する工事

プラント建設:製造設備などを含めた工場施設全体を建設する工事

- 1 ☐ 官公庁が発注する土木工事
- 2 ☐ 官公庁が発注する建築基礎工事
- 3 ☐ 官公庁が発注する建築本體工事
- 4 ☐ 官公庁が発注する建築設備工事(機械・電気)
- 5 ☐ 民間のデベロッパー等が発注する建築基礎工事
- 6 ☐ 民間のデベロッパー等が発注する建築本體工事
- 7 ☐ 民間のデベロッパー等が発注する建築設備工事(機械・電機)
- 8 ☐ 民間のデベロッパー等が発注するプラント建設工事
- 9 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

Q3

必須設定 回答必須

- カテゴリ 11.その他

- カテゴリ 11.その他 の詳細入力 1

必須設定 回答必須

入力文字数 100文字まで

Q3

仮に現行制度において、特殊車両を使用する事業者側が道路法に違反した通行をしてしまう場合があるとすれば、どのような原因であると考えられるかを教えてください。

(いくつでも)

- 1 ☐ 遵法意識が無い
- 2 ☐ 違反しても罰せられないと考えている
- 3 ☐ 特殊車両通行制度の手続きがわからない
- 4 ☐ 特殊車両通行許可制度の手続きが煩雑
- 5 ☐ 特殊車両通行確認制度の手続きが煩雑
- 6 ☐ 申請から許可を受けるまでに時間を要する
- 7 ☐ 許可内容や条件を運転者やオペレーターに伝えられていない
- 8 ☐ 通行前に運転者やオペレーターに適切な許可証を示し、確認させていない
- 9 ☐ 通行前に運転者やオペレーターに適切な許可証を示し、携行させているが、運転者やオペレーターが許可内容や条件を違反して通行
- 10 ☐ 軸重を意識した荷役作業ができていない
- 11 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

Q4_1

必須設定

回答必須

Q4_1

令和4年4月から運用開始をした「特殊車両通行確認制度」をご存じですか。

(確認制度は「車両登録」⇒「通行可能経路確認」⇒「回答書発行」の手続きをオンラインで行います。)

- 1 ☐ 「車両登録」をし、「通行可能経路」を検索し、「回答書の発行」を受けたことがある
- 2 ☐ 「車両登録」をし、「通行可能経路」の検索まで行ったことがある
- 3 ☐ 「車両登録」をしている
- 4 ☐ 手続き方法を知っているが、制度を利用したことはない
- 5 ☐ 制度名を聞いたことはあるが、手続き方法がわからない
- 6 ☐ 制度名を聞いたことはあるが、具体的な制度の中身や手続き方法はわからない
- 7 ☐ 全くわからない

[次へ](#)

0 50 100(%)

Q4_2

必須設定 回答必須

- カテゴリ 15.その他

- カテゴリ 15.その他 の詳細入力 1

必須設定 回答必須

入力文字数 100文字まで

Q4_2

貴社が普段、どのような特殊車両を使用しているか、教えてください。(いくつでも)

1

使用している特殊車両



自走式建設機械



※上記イラストは、ラフタークレーン

1 ☐

単車トラック

2 ☐

バン型セミトレーラ

3 ☐

タンク型セミトレーラ

4 ☐

幌枠型セミトレーラ



5 ☐

コンテナ用セミトレーラ



6 ☐

自動車運搬用セミトレーラ



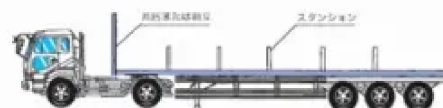
7 ☐

あおり型セミトレーラ



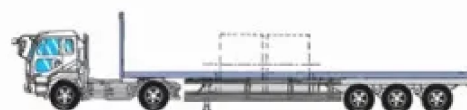
8 ☐

スタンション型セミトレーラ



9 ☐

船底型セミトレーラ



10 ☐

海上コンテナ用セミトレーラ



11 ☐

重量物運搬用セミトレーラ



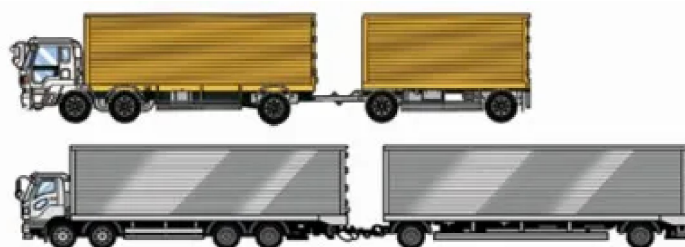
12

ポールトレーラ



13

フルトレーラ、ダブル連結トラック



14

その他

15

次へ

0 50 100(%)

Q5

- カテゴリ 1.要望:

必須設定

回答必須

入力文字数

400文字まで

Q5

特殊車両通行制度の改善要望があれば教えてください。

(許可制度の●●について・・・、確認制度の△△について・・・等、改善対象がわかるよう記入いただくをお願いします)

要望:

送信

0 50 100(%)